

地域公共交通計画の法定の記載事項等

1. 地域公共交通計画の記載事項

地域公共交通計画に記載が必要な事項については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域交通法」という。）で定められており、以下のとおりです。

【法定の記載事項】

- ✓ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ✓ 計画の区域
- ✓ 計画の目標
- ✓ 計画の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ✓ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ✓ 計画期間
- ✓ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【記載に努める事項】

- ✓ 計画に定められた目標を達成するために行う事業に関する資金の確保に関する事項
- ✓ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項 等

1. 地域公共交通計画の記載事項

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（第4版（令和5年10月））記載されている地域公共交通計画記載事項の留意点は、以下のとおりです。

法定の記載事項	留意点
基本的な方針	<ul style="list-style-type: none">・地域が目指す将来像及びその骨格となる公共交通軸を具体的かつ即地的に定める。・将来像の中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた方向性を記載すること。
計画の区域	個別的、局所的にならないよう留意すること。
計画の目標	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り具体的かつ明確な目標（定性的）を設定すること。・地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示すること。（地域公共交通の利用者数や収支状況、公的負担額など事業の効率性に関する指標については、定量的に記載するよう努めること）等
事業・実施主体	<ul style="list-style-type: none">・地域旅客運送サービスの実現のために必要な事業・実施主体を整理して記載すること。・事業については、可能な限り具体的かつ明確に記載すること。（施策・事業名、事業の概要、実施主体、実施時期等）

1. 地域公共交通計画の記載事項

(※前のページからの続き)

法定の記載事項	留意点
達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・達成状況の評価時期は原則として、毎年度、計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行うこと。 ・毎年度の定期的なフォローアップに加え、計画に位置付けられた各種事業の実施状況を適切に管理することが重要。
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則5年間程度。 ・ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能。

2. 福島県地域公共交通計画の構成

福島県地域公共交通計画（素案）では構成は以下のとおりです。なお、これまでの会議等で示した現状分析に関する資料については、読みやすさの観点から「資料編」としてまとめる予定です。

1. 序論

- 1 - 1 計画の目的
- 1 - 2 計画の区域
- 1 - 3 計画の対象
- 1 - 4 計画の位置付け
- 1 - 5 計画の期間
- 1 - 6 計画策定に当たり実施した調査

2. 本県の地域公共交通を取り巻く現状と課題

- 2 - 1 県全体の課題
- 2 - 2 圏域別の課題

3. 基本的な方針と目標

- 3 - 1 基本的理念・基本方針
- 3 - 2 計画の目標
- 3 - 3 指標の算出方法と目標値の設定方法
- 3 - 4 地域公共交通ネットワークの将来像

4. 目標達成のための施策及び事業

- 4 - 1 施策体系
- 4 - 2 各事業の内容
- 4 - 3 事業の実施スケジュール

5. 計画の推進及び評価方法

- 5 - 1 計画の推進体系
- 5 - 2 P D C A サイクルによる評価・検証

3. 福島県地域公共交通計画の対象

福島県地域公共交通計画（素案）の対象は以下のとおりです。

分類	交通モード
広域交通 （広域的・幹線的な地域公共交通）	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道（在来線・地域鉄道） ● 広域路線バス ● 高速バス

- ✓ 福島県が策定する地域公共交通計画は、市町村をまたいで運行する広域交通に重点を置き、方針等を示すもの。
- ✓ 市町村内で完結し域内の移動を支える地域公共交通（域内交通）については、各市町村により異なる移動特性等を踏まえて、個別に適切な対応が求められるため、市町村単位及び圏域単位の計画に位置付ける。
- ✓ よって、市町村が策定する地域公共交通計画は、域内交通の方針等を示すものになる。

4. 福島県地域公共交通計画の期間

これまでは、計画期間を「5年間」とするとしていましたが、以下の理由により「7年間」とする予定です。

- 上位計画である福島県総合計画の計画期間との整合性を図るため

【作業スケジュール（案）】

年度 計画	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
総合 計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
交通 計画		策定	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目

※なお、鉄道事業再構築事業の実施に当たり、当該事業の実施期間は10年間以上とされているが、地域公共交通計画の期間内である必要がない旨、東北運輸局確認済。

5. 福島県地域公共交通計画の数値目標

「住民等の公共交通の利用者」、「公共交通の収支」、「公共交通への公的資金額」は原則設定するものとされています。前回の会議で示した目標①～④を踏まえ、本県地域公共交通計画では次の評価指標とする予定です。

目標①：県民や来訪者が安心しておでかけできる地域公共交通ネットワークを構築する

- ・ 乗合バスの年間利用者数
- ・ 第三セクター鉄道の年間利用者数
- ・ 広域路線バス（地域間幹線系統）に対する県の公的負担額

※指標の確認に当たっては、交通事業者や市町村等からの聞き取りで行う。

目標②：様々な手段がシームレスにつながり、利用しやすい環境を整える

- ・ 利用可能な路線バスにおけるキャッシュレス決済の利用率
- ・ バス事業者及び市町村におけるオープンデータ化割合
- ・ 鉄道駅のエレベーター設置率

目標③：将来にわたり地域公共交通サービスを提供し続けられる運営・運行体制を整える

- ・ 市町村の地域公共交通計画策定率
- ・ 乗合バスの運行本数に対する乗務員の充足率

目標④：交通・他分野の様々な主体が連携・協働（共創）して地域公共交通を支える体制をつくる

- ・ 広域路線バス（地域間幹線系統）の収支率
- ・ 奥会津地域住民が、JR只見線を地域のシンボルと認識している割合
- ・ 交通ネットワークや情報基盤が十分に整備された地域に住んでいると回答した県民の割合

5. 福島県地域公共交通計画の数値目標（参考）

直近に地域公共交通計画を策定している東北各県の数値目標は以下のとおりです。

◎秋田県（令和4年3月策定）

- ・乗合バス・タクシー路線の系統数・区域数
- ・**地域公共高交通への公的資金投入額、地域間幹線系統への公的資金投入額**
- ・**乗合バスの県民1人当たりの年間利用回数、第三セクター鉄道利用者数**
- ・**秋田空港、大館能代空港からのリムジンバス・エアポートライナー利用者数**
- ・県民意識調査の「交流の持続的拡大を支える交通ネットワークの構築」の項目に対して「十分」「おおむね十分」と回答した割合
- ・地域公共交通活性化チャレンジ事業申請団体数
- ・市町村等によるオープンデータ化実施率
- ・鉄道駅やバスターミナル等におけるバリアフリー整備実施率
- ・**乗合バス3社の収支率、三セク鉄道2社の収支率**
- ・**乗合バス事業者の乗務員数**
- ・勉強会への参加率

◎青森県（令和5年3月策定）

- ・**路線バスの年間利用者数**
- ・**広域的な路線バス（地域間幹線系統）の収支率**
- ・地域公共交通のオープンデータの割合
- ・利用促進策の実施件数
- ・地域公共交通計画の策定市町村数
- ・**広域的な路線バス（地域間幹線系統）への公的資金（県）の投入額**

※その他の東北各県の状況

①山形県（R3年3月策定）

②岩手県（今年度策定中）

③宮城県（今年度策定中）

5. 福島県地域公共交通計画の数値目標（参考）

数値指標の例

（出典：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（第4版））

目標例	数値指標例	区分	性質	交通施策との 関連性が高い	住民目線でわ かりやすい	計測に伴う 調査・分析の 負担が小さい
地域公共交通 利用者数の維持・確保	地域公共交通の利用者数（総数、1便当たり、走行台キロ当たり等）	標準	アウトカム	○	○	○
	地域公共交通の利用頻度	推奨	アウトカム	○	○	
	地域公共交通の利用率	推奨	アウトカム	○	○	
	地域公共交通の平均乗車密度	推奨	アウトカム	○		
	地域公共交通の断面輸送量	推奨	アウトカム	○		
	公共交通に係る個別路線・系統別の利用者数	推奨	アウトカム	○	○	
	利用者・住民等の地域公共交通に対する満足度	推奨	アウトカム	○	○	
	地域公共交通に関する高評価（感謝等）、低評価（苦情等）の件数	推奨	アウトカム	○	○	
事業効率の 改善	利用者・住民等の地域公共交通に対する認知度	推奨	アウトカム	○	○	
	地域公共交通の収支率（もしくは収支差）	標準	アウトカム	○	○	○
	地域公共交通への公的資金投入額（総額、利用者1人当たり、住民1人当たり）	標準	アウトプット	○	○	○
	地域公共交通に係る収益	推奨	アウトカム	○	○	
地域公共交通に係る経費	推奨	アウトプット	○	○		
クロスセクター効果（分野別代替費用と財政支出の差額）	推奨	アウトプット	○			
地域公共交通の公的資金投入に対する理解度	推奨	アウトカム		○		
おでかけ機会 の確保	各地区から主要目的地間の移動手段の有無・便数	推奨	アウトプット	○	○	○
	高齢者の外出回数	選択	アウトカム		○	
	自宅から通学できる高校生の割合	選択	アウトプット		○	
	地域公共交通のカバー率・空白地率（人口もしくは面積）	選択	アウトプット	○	○	
	主な学校、病院、商店街近辺のバス停等の有無	選択	アウトプット		○	○
	運行回数	推奨	アウトプット	○		○
地域全体の公共交通延長	推奨	アウトプット	○		○	

目標例	数値指標例	区分	性質	交通施策との 関連性が高い	住民目線でわ かりやすい	計測に伴う 調査・分析の 負担が小さい
既存サービスの 高度化（情報 化）	情報のオープン化（オープンデータ化）	推奨	アウトプット	○	○	○
	キャッシュレス決済の導入件数・導入率	推奨	アウトプット	○	○	○
	駅・停留所施設、運行情報、広報媒体等の多言語化	推奨	アウトプット	○	○	○
まちの にぎわい創出	市区町村や市町村内特定地区・施設の来訪者数	選択	アウトカム		○	
	市区町村内特定地区・施設最寄りの駅・バス停の乗降者数	選択	アウトカム		○	
観光振興	観光客数（入込観光客数、宿泊者数等）	選択	アウトカム		○	
	観光地最寄りの駅・バス停の乗降者数	選択	アウトカム		○	
	企画乗車船券等の販売数・利用者数	選択	アウトカム	○	○	○
	企画乗車船券等の導入	選択	アウトプット	○	○	○
環境負荷の 軽減	地域公共交通に起因するCO2排出量の削減	推奨	アウトカム		○	
	自家用車分担率の縮小	推奨	アウトカム		○	
	渋滞の削減	選択	アウトカム		○	
安全確保	EVバス等の導入	選択	アウトプット	○	○	○
	免許返納者数の拡大	選択	アウトカム		○	○
人口規模の 維持	公共交通の沿線人口	選択	アウトカム		○	○
系統間での 円滑な接続の 確保	系統間の接続便数・接続率	選択	アウトプット	○	○	
	系統間の乗継ぎ利用者数	推奨	アウトカム	○	○	
	系統間の乗継ぎに係る平均待ち時間	選択	アウトプット	○	○	

6. 福島県地域公共交通計画の施策

目標①～④を達成するため、本県地域公共交通計画では次の施策とする予定です。

施策1：広域的な地域公共交通の確保維持

事業1-1：広域的な地域公共交通計画に対する継続的な支援（国、県、市町村）

事業1-2：広域的な路線バスの再編・見直しの実施（バス事業者、県、市町村）

事業1-3：鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施（鉄道事業者、県、市町村）

事業1-4：高速バスの適切な確保・維持に向けた検討（バス事業者、県、市町村）

施策2：交通ネットワークをつなぐ接続環境等整備

事業2-1：接続性の向上及び関係者による情報共有スキームの構築（県、交通事業者、市町村）

事業2-2：交通拠点の利用環境整備の推進（交通事業者、国、県、市町村）

事業2-3：車両購入（バリアフリー対応）に対する継続的な支援（国、県）

施策3：デジタル技術を活用した地域公共交通サービスの効率化・利便性向上

事業3-1：地域公共交通のオープンデータ化及びデータ利活用による情報発信強化
（県、交通事業者、市町村）

事業3-2：キャッシュレス決済等の普及（バス事業者、県、市町村）

※（ ）朱書き：実施主体

6. 福島県地域公共交通計画の施策

(※前のページからの続き)

施策4：効率的・持続的な運営・運行体制の確立

事業4-1：地域公共交通に係る利用実績データの利活用方策の確立 (交通事業者、県、市町村)

事業4-2：地域公共交通の確保・維持、活性化に向けた新技術活用の研究
(交通事業者、県、市町村)

事業4-3：市町村及び圏域における計画策定等の支援 (国、県)

事業4-4：乗務員確保の推進 (交通事業者、県、市町村)

施策5：全県的な地域公共交通の利用に対する意識醸成の推進

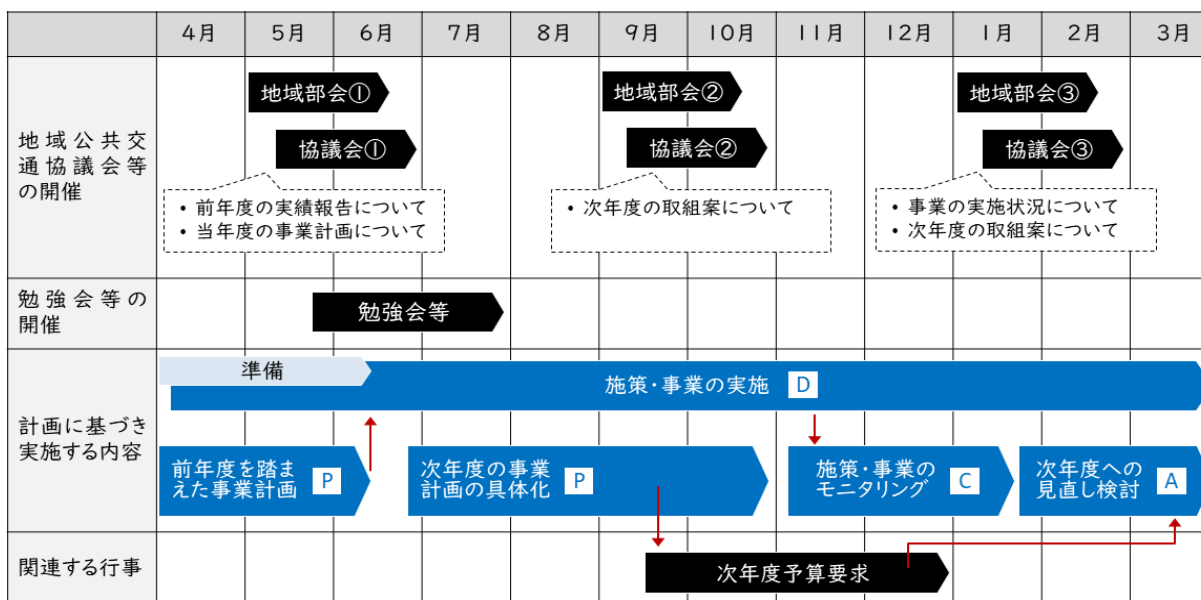
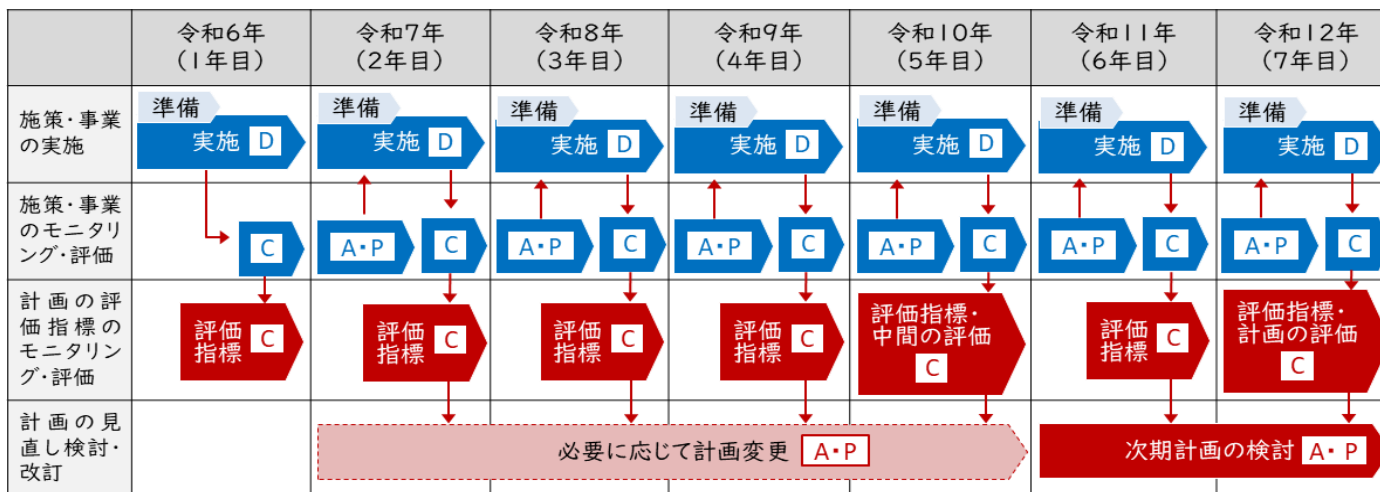
事業5-1：モビリティ・マネジメントやPR等活動の推進
(県、市町村、交通事業者、地域の利用者)

事業5-2：接続性の向上及び関係者による情報共有スキームの構築 (再掲)
(県、交通事業者、市町村)

※ () 朱書き：実施主体

7. 福島県地域公共交通計画の推進体制等

本計画は以下のようなスケジュール・PDCAサイクルにより推進していきます。協議会・地域部会の全ての委員が共通認識を持てるよう、計画の推進及び進捗管理を行っていきます。



8. 地域部会（12/25～26）で出された意見

第4回地域部会が出された主な意見は次のとおりです。

項目	内容
指標	【乗合バスの年間利用者数】 ・利用者の減少とともに便数も減少しているため、コロナ禍前の水準に戻すのはかなり厳しい。 ・コロナ禍による利用者の減少は生活スタイルによるものであり、この部分は変えられない。利用者の多い・少ないで判断することが適当ではない場合もある。 ・乗合バスの年間利用者数が増加に転じることは難しいのではないかと。素案の目標値に人口減少率を乗じる等、人口減少を加味した目標設定が望ましいのではないかと。
指標	【市町村の地域公共交通計画策定率】 計画策定率を評価指標に設定するのは相応しくない。市町村では人員不足や財政面で課題があり、計画策定を見送っているところもある。指標とするのであれば、広域的な計画策定でも了とすることや県の強力な支援をお願いしたい。
施策	新モビリティ導入に触れていない。公共交通の車両に対するゼロカーボンの取り組み（EVバス・水素バス）等、県の計画が市町村の取り組みとなるような方向性を示してほしい。
施策	会津にインバンドが戻ってきていない。会津鉄道・野岩鉄道を利用して会津まで来てもらえていないため、インバウンド向けの商品造成に力を入れてもらいたい。
施策	運転手不足について。大型二種免許の運転手をどのように県で確保していくのか具体的に提示してもらいたい。即効性・実効性がある施策をお願いしたい。

8. 地域部会（12/25～26）で出された意見

（※前のページからの続き）

項 目	内 容
施 策	・市町村では高齢者等の交通弱者に対して、バスやタクシーの助成券の配布を進めている状況であるため、施策として記載してほしい。また、市町村が実施する助成事業に対する県補助を創設してほしい。